

第100号議案

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成26年9月8日

提出者 八王子市長 石森孝志

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年八王子市条例第18号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| 目次 | 目次 |
| 前文 第1章～第8章 (略) | 前文 第1章～第8章 (略) |
| 第9章 一般廃棄物処理業等 (第46条—第50条) | 第9章 一般廃棄物処理業 (第46条—第53条) |
| 第9章の2 産業廃棄物の処理 (第51条—第53条) | |
| 第9章の3 廃棄物処理施設の設置に係る事前手続 (第53条の2—第53条の4) | |
| 第9章の4 八王子市廃棄物処理施設専門委員会 (第53条の5—第53条の7) | |
| 第10章～第14章 (略) | 第10章～第14章 (略) |
| 附則 | 附則 |
| (一般廃棄物処理計画) | (一般廃棄物処理計画) |
| 第30条 市長は、 法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定めたときは 、これを告示するものとする。 | 第30条 市長は、 一般廃棄物の処理について、市規則で定めるところにより、一般廃棄物処理計画を定め 、これを告示するものとする。 |
| 2 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を処理しなければならない。 | 2 前項 に規定する計画に重要な変更があつたときは、その都度告示するものとする。 |
| 3 第1項 に規定する計画に重要な変更があつたときは、その都度告示するものとする。 | |
| 第31条 削除 | (一般廃棄物の処理) |
| | 第31条 市長は、前条の規定により定めた計画に従い、一般廃棄物を処理しなければならない。 |
| | 2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、市規則で定める。 |
| (計画遵守義務) | (計画遵守義務) |
| 第32条 占有者は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等 一般廃棄物処理計画 に従わなければならぬ。 | 第32条 占有者は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等 第30条の規定により定められた計画 に従わなければならない。 |

2 (略)

(収集又は運搬の禁止等)

第36条の2 市長及び市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた廃棄物のうち、古紙、瓶、缶その他の市規則で定める資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2～4 (略)

(事業者の処理)

第37条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条に規定する収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(準用)

第43条 第32条、第32条の2、第33条、第34条、第35条
(第32条の3に係る部分を除く。) 及び第36条の規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。この場合において、第32条の2第1項中「市長が収集し、」とあるのは「第26条第2項の規定により市長が収集し、」と、「家庭廃棄物（資源物、粗大ごみ、有害ごみ、し尿及び動物の死体を除く。）」とあるのは「事業系一般廃棄物（一般廃棄物処理計画で定めるものに限る。）」と読み替えるものとする。

(縦覧等の対象施設)

第43条の2 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。

2 (略)

(収集又は運搬の禁止等)

第36条の2 市長及び市長が指定する者以外の者は、第30条第1項に規定する一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた廃棄物のうち、古紙、瓶、缶その他の市規則で定める資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2～4 (略)

(事業者の処理)

第37条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第31条第2項に規定する市規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(準用)

第43条 第32条、第33条、第34条及び第35条（第32条の2及び第32条の3に係る部分を除く。) の規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

(縦覧等の対象施設)

第43条の2 法第9条の3第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。

(1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設

(2) (略)

(環境影響評価との関係)

第43条の5 対象施設の設置又は変更が東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第2条第3号の対象事業に当たる場合であって、同条例第58条に規定する環境影響評価書（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）を東京都知事に提出したときは、前2条に定める手続を経たものとみなす。

(廃棄物処理手数料)

第44条 市は、一般廃棄物の処理に関し、占有者又は事業者から別表に掲げる一般廃棄物（事業系一般廃棄物及び第51条の規定により一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を含む。）の収集、運搬及び処分（一般世帯から臨時に排出されるごみ及び燃え殻、汚泥、事業所から排出されるし尿並びに仮設便所から臨時に排出されるし尿にあっては、処分に限る。）に係る処理手数料（以下「処理手数料」という。）を徴収する。

2 (略)

第9章 一般廃棄物処理業等

（一般廃棄物処理業に係る許可証の交付）

第46条 市長は、一般廃棄物処理業に係る法第7条第1項本文又は第6項本文の許可をしたときは、許可証を交付する。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設

(2) (略)

(環境影響評価との関係)

第43条の5 対象施設の設置又は変更が東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第2条第3号の対象事業に当たる場合であって、同条例第23条に規定する環境影響評価書（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）を東京都知事に提出したときは、前2条に定める手続を経たものとみなす。

(廃棄物処理手数料)

第44条 市は、一般廃棄物の処理に関し、占有者又は事業者から別表に掲げる一般廃棄物の収集、運搬及び処分（汚でい、事業所から排出されるし尿及び仮設便所から臨時に排出されるし尿にあっては、処分に限る。）に係る処理手数料（以下「処理手数料」という。）を徴収する。

2 (略)

第9章 一般廃棄物処理業

（業の許可）

第46条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、市規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他市規則で定める者については、この限りでない。

2 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、市規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他市規則で定める者につい

ては、この限りでない。

3 市長は、前2項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前2項の許可をしてはならない。

(1) 市長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。
(2) その申請の内容が、市長が定める一般廃棄物処理計画に適合すること。

(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして市規則で定める基準に適合すること。

(4) 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当する者
イ この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

エ その他市規則で定める者

4 第1項又は第2項の許可は、1年を下らない市規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 第1項又は第2項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

6 市長は、第1項又は第2項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

（業の変更の許可）

第47条 法第7条第1項本文の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び同条第6項本文の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、市規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

第47条 前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）又は同条第2項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

第48条 前条に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、申請1件につき6,000円の手数料を、再交付の申請の際に、納入しなければならない。

(準用)

第50条 第47条の規定は、法第14条第1項本文及び第6項本文並びに法第14条の4第1項本文及び第6項本文の許可を受けた者について準用する。

第9章の2 産業廃棄物の処理

(一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理)

第51条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障がない範囲内において、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物について、一般廃棄物処理計画に定めるものとする。

(処理命令)

第52条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあるときは、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ぜることができる。

2 前条第3項及び第5項の規定は、前項の許可について準用する。

(処理基準)

第48条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第31条第2項に規定する市規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

(業の取消し及び停止命令等)

第50条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者がこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為をしたとき、又はこれらの者が第46条第3項第4号アからエまでのいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずることができる。

(許可証の再交付)

第51条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、市規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可申請手数料)

第52条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 1万円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 1万円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 1万円
- (4) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 1万円

(準用)

第53条 第32条、第32条の2、第35条（第32条の3に係る部分を除く。）及び第36条の規定は、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理について準用する。この場合において、第32条の2第1項中「市長が収集し、運搬し、及び処分する家庭廃棄物（資源物、粗大ごみ、有害ごみ、し尿及び動物の死体を除く。）」とあるのは「第51条第1項の規定により市長が処理する産業廃棄物（一般廃棄物処理計画で定めるものに限る。）」と読み替えるものとする。

第9章の3 廃棄物処理施設の設置に係る事前手続

（説明会の開催等）

第53条の2 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（以下「廃棄物処理施設」という。）の設置について許可を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、廃棄物処理施設を設置することにより生活環境に影響を受けると認められる地域（以下「対象地域」という。）に居住する住民（以下「地域住民」という。）に対し、説明会を開催し、廃棄物処理施設の種類、処理能力その他市規則で定める事項について説明を行わなければならない。

2 申請予定者は、説明会を開催するに当たっては、市長に届け出るとともに、あらかじめ廃棄物処理施設の概要について、印刷物の配布その他の適切な方法により、地域住民に周知しなければならない。

3 申請予定者は、説明会を開催したときは、説明した内容、地域住民からの意見その他市規則で定める事項について、速やかに市長に報告しなければならない。

（指導及び助言）

第53条の3 市長は、前条の手続が適正に行われないおそれがあると認めたときは、申請予定者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（5）許可証の再交付を受けようとする者 6,000円

（廃止等の届出手続）

第53条 法第7条の2第3項の規定による届出は、市規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(準用)

第53条の4 前2条の規定は、法第9条第1項本文又は法第15条の2の6第1項本文の規定による許可を受けようとする者について準用する。この場合において、第53条の2第1項中「許可」とあるのは「許可を受けた者で法第9条第1項本文の許可、又は法第15条の2の6第1項本文の許可」と、同条第2項中「廃棄物処理施設」とあるのは「変更後の廃棄物処理施設」と読み替えるものとする。

第9章の4 八王子市廃棄物処理施設専門委員会

(設置)

第53条の5 市長の諮問に応じ、生活環境の保全に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、市長の附属機関として、八王子市廃棄物処理施設専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第53条の6 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 法第8条の2第1項第2号に規定する事項
- (2) 法第15条の2第1項第2号に規定する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生活環境の保全のため市長が必要と認める事項

(組織等)

第53条の7 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

- 2 委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

(浄化槽清掃業に係る許可証の交付)

(浄化槽清掃業の許可)

第54条 市長は、浄化槽清掃業に係る浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の許可をしたときは、許可証を交付する。

第57条 前条に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、申請1件につき6,000円の手数料を、再交付の申請の際に、納入しなければならない。

（不利益処分の内容の公表）

第65条の2 市長は、廃棄物の処理に関する法令で市規則で定めるものに基づいて行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分を行ったときは、当該処分の内容を公表するものとする。

附 則
1～5 (略)

別表（第44条関係）

| 番号 | 区分 | | 手数料 |
|----|--------------|-----|--|
| 1 | ごみ、粗大ごみ及び燃え殻 | 家庭系 | ア ごみ及び燃え殻 (イ又はウに該当するものを除く。 イ 臨時に排出され 10キログラムにつ |

第54条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により、市内において浄化槽清掃を業として行おうとする者は、市規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

（許可申請手数料）

第57条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

- (1) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 1万円
- (2) 許可証の再交付を受けようとする者 6,000円

附 則
1～5 (略)

6 第26条第2項の規定により市長が家庭廃棄物の処理に支障がないと認め、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合における排出方法、処理手数料その他必要な事項は、当分の間、市長が別に定めるところによる。

別表（第44条関係）

| 番号 | 区分 | | 手数料 |
|----|---------------|-----|---|
| 1 | ごみ、粗大ごみ及び燃えがら | 家庭系 | ア ごみ及び燃えがら (イ又はウに該当するものを除く。 イ 1日平均10キ 10キログラムにつ |

| | | | | | | | |
|---|-------------|---|-------------------------------------|---|-------------|--|---|
| | | | るごみ及び燃え殻 <u>(処分に限る。)</u> | き 350円 | | | ログラム以上又は <u>き</u> 臨時に排出される ごみ及び燃えがら <u>ただし、処分のみ</u> <u>をする場合は、10</u> キログラムにつき 150円 |
| | | ウ 粗大 ごみ | ア (略) (略) | | | ウ 粗大 ごみ | (略) |
| | | | (イ) 上記に より難い 場合 | 10キログラムにつ き 500円 ただし、処分のみ をする場合は、10 キログラムにつき 350円 | | (イ) 上記に より難い 場合 | 10キログラムにつ き 300円 ただし、処分のみ をする場合は、10 キログラムにつき 150円 |
| | 事 業 系 | ア 市長が収集、運 搬及び処分を行う ごみ及び燃え殻 <u>(第51条の規定</u> <u>により市長が処理</u> <u>する産業廃棄物を</u> <u>含む。)</u> | 小袋(容量10リッ トル相当)1袋につ き 65円 | | 事 業 系 | | |
| | | | 中袋(容量20リッ トル相当)1袋につ き 130円 | | | | |
| | | イ 事業者が市長の 指定する処理施設 に運搬したごみ及 び燃え殻 <u>(第51</u> <u>条の規定により市</u> <u>長が処理する産業</u> <u>廃棄物を含む。)</u> | 10キログラムにつ き 350円 | | | 事業者が市長の指 定する処理施設に運 搬したごみ及び燃え がら | 10キログラムにつ き 250円 |
| 2 | 汚泥 | | (略) | (略) | 2 | 汚でい | (略) |

| | | | |
|---------|-----|-----|-----|
| 3～ 5 | (略) | (略) | (略) |
|---------|-----|-----|-----|

備考

1～3 (略)

4 第2号に掲げる汚泥の処理量に1, 000リットル未満の端数があるときは、これを1, 000リットルに切り上げる。

5・6 (略)

| | | | |
|---------|-----|-----|-----|
| 3～ 5 | (略) | (略) | (略) |
|---------|-----|-----|-----|

備考

1～3 (略)

4 第2号に掲げる汚でいの処理量に1, 000リットル未満の端数があるときは、これを1, 000リットルに切り上げる。

5・6 (略)

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。